

## 第9回臨時委員会会議録

教 育 長 ) 開会宣言

教 育 長 ) 会議成立の宣言

教 育 長 ) 会議録署名委員の指名（木村委員）

教 育 長 ) では、日程は第13号議案からになっておりますが、本日は傍聴の方もお見えですので、第14号議案「平成31年度芦屋市義務教育諸学校教科用図書の採択について」を、まず最初の議題とし、第13号議案はその後に審議するというところでよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

では、最初に第14号議案「平成31年度芦屋市義務教育諸学校教科用図書の採択について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

通常学級で採択された教科書と特別支援学級用で文科省の著作本、そして9条の規定による教科用図書と、この3つの種類がありますが、この中から特別支援学級に在籍する子どもたち一人一人の状態に応じた1冊を選ぶということですね。

教育委員の皆さんには、今日に至るまで教科書にお目通しいただいておりますが、これらの教科書について改めて説明していただけますか。

(教科書 確認)

越 野 委 員 ) 現在、特別支援学級に在籍する子どもの人数が全体で何人

いるのかと、その障がいの種別の内訳を教えてください。

学校教育課長) 小学校につきましては現在60名です。知的が24名、自閉・情緒が24名、弱視が1名、肢体不自由が8名、病弱が2名、難聴が1名です。

教 育 長 ) 重複障がいの場合はどうなりますか。

学校教育課長) 現在、重複障がいの児童生徒はいません。その子の障がいのありようが両方にかかる可能性はありますが、主として先ほど申し上げたとおりです。

木 村 委 員 ) 肢体不自由で、知的ではないお子さんの場合は一般の教科書を使っているのですか。

学校教育課長) そのようなケースもございいますが、その子に応じたものを使用しております。

教 育 長 ) 選択肢を広げた上でその子に応じた1冊を決めているということですね。

学校教育課長) そうです。

また、中学生につきましては、25名です。内訳といたしましては、知的が17名、自閉・情緒が7名、肢体不自由が1名です。

浅 井 委 員 ) この資料について質問ですが、兵庫県教育委員会の出している修正版には、削除されている部分があるのですが、これが修正に当たるのでしょうか。

学校教育課長) そうです。絶版であったり、既になくなってしまっている本もございいますのでそれについて整理されたということです。

浅 井 委 員 ) そういう意味なのですね。

学校教育課長) 10冊削除されたので、合計171冊になっております。

浅井委員) 増えたことはありませんか。

学校教育課長) 増えておりません。

浅井委員) 10冊減っているのですね。

学校教育課長) はい、10冊減っております。

越野委員) 特に自閉・情緒に対応した教科書はないようですが、自閉・情緒の子たちは知的に対応する教科書を使用しているのでしょうか。

学校教育課長) これについても一定の目安という位置づけでして、その子の状況に応じて、本人の特性から興味・関心がわいて、各自の学習に向かえたらというねらいがあります。ここの表には障がい種別はございませんが、その子の特性に応じた教科書を選定していくということでございます。

教育長) それでは、特別支援学級に在籍する子どもたちが使用する教科書の採択については、これにて質疑を打ち切りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、このことに関しましては、原案どおりで採択いたしますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

では、御異議なしと認め、特別支援学級に在籍する子どもたちが使用する教科用図書については、原案どおり採択するということに決定いたします。

では、続きまして、道徳の教科化に伴い、中学校用特別の教科道徳の教科について審議したいと思います。提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

- 教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。
- ちなみに、兵庫県は副読本がなく教科書のみですか。
- 学校教育部長) いえ、副読本もございます。
- 教 育 長 ) 家に持ち帰るのですね。どの教科もそうですが今の教科書は本当に立派で重たいなと感じます。
- 越 野 委 員 ) どの教科書も教材が30から35ぐらいずつ入っていて、結構たくさんあるなという印象をもちましたが、絶対に省かないでやる教材など、そうしたことは先生が個々で判断されるのでしょうか。
- 学校教育課長) 全22の内容項目を、原則、全部網羅するように学校でカリキュラムを組んでおります。
- 浅 井 委 員 ) 学校行事の実施のタイミングに合わせたり、いじめの教材をなるべく早く扱おうなどということは、先生の裁量にまかされることになるのでしょうか。
- 学校教育課長) それについては、学校の実態、クラスの実態、また学年の実態にあわせて、教材の配列は決まります。そういうことを踏まえた上で配列している教科書会社もありますが、これに従わなくても柔軟に対応できるようにはなっております。
- 浅 井 委 員 ) つまり、個々の先生というよりは学校で考えたり、学年でということなののでしょうか。
- 学校教育課長) 基本は学年ということになります。
- 浅 井 委 員 ) わかりました。
- 木 村 委 員 ) これまで道徳は、こころのノートとかそういう形で行われていて、評価の対象にはしていなかったですよ。今回はそれを評価の対象にすることになるのですが、実際どのように評価

されるのでしょうか。

学校教育課長) 心の変容とか、そういったところですか。この教材でどのように心を変容したかということが重要ですので、ワークシートや別冊ノートで、そうした観点をみていくところが一番大きいかと思います。

木村委員) 多様な考え方はありますが、この問題について、こういう立場もあれば、そういう立場もあるなど、いろいろな考えに配慮しながら自分なりの考えを深めていけるかどうか、そこでどれだけ成長したか、それが評価の対象になるということですね。この考えになったから評価するというわけではなくて、成長とか、そういう点を評価するということですね。

越野委員) 小学校の道徳ではノートがついているものが採択されたのですが、ノートがあることで、授業が進めやすいなどという声は現場から上がってきていますか。

学校教育課長) 中学校におきましては、様々な考え方がありますが。別冊があったほうが流れに沿って進めていくことができますが、現状ではワークシートをやりながらファイルで綴じるというやり方で進めていると思います。

教育長) 今年から小学生が教科書を使用していますが、小学校の先生から何か情報は得ていますか。

学校教育課長) 小学校は45分、中学校は50分と時間が決まっていますので、その中で内容項目に沿ってきっちりと収めなければいけないと聞いております。

小石委員) 既に1学期の評価は終わっていますが、どのような評価形式で行っているのでしょうか。

学校教育部長) 知識理解であるとか技能という観点ではなく、全体を含めたことで、記述式で評価を行っております。

小石委員) 全部が記述式なのですね。つまり、段階をつけるものではなくて、文だけで評価するということですか。

学校教育部長) 先ほど課長が説明しましたように、子どもたちの気持ちの変容であるとか、そういうところがどうであったのかについて記述式で評価しております。

小石委員) 通知表の中において、そうした記述がされているということですか。

越野委員) 通知表の右上に記載されていたと記憶しています。

学校教育部長) 各教科の評定の並びではなく、総合所見や出席日数、所属クラブなどの並びに記載しております。

教育長) 新しい学習を通して、子どもたちが自ら考え討論して、主体的に学んでいこう、深めていこうという大きなテーマがあります。教師が教え込むというよりも、子どもたちが自ら気づくことを大事にしていると思います。正解を言うのではなく、みんなで話し合うことで、自分の中で深まっていなかったことも、ああ、そうなんだと感ずることが出来る。そのためにも本市では今までいろいろな共同の学びや発表を行ったりしてきました。これもそのやり方を踏襲しているのであろうと思います。

そういう中において、教科書を教えるのではなくて、教科書で教えていくという大きな意義があると思います。

中学生の子どもたちがこの教科書を読んで考えを深めていくときに、絵や写真、文字を読んで深めていくのか、それとも漫画を取り入れているもののほうがよいのか、今まで小学校等で

授業してこられた経験から、その辺はどのように感じていますか。

学校教育課長) ケース・バイ・ケースだと思いますが、偏りがあってはよくないと思いますので、子どもたちにどう思うかと聞き回ってもいいと思います。教材の中に、今どきのイラストが入っていてもいいと思います。そうした中にこれまでも取り扱ってきている教材があったりするなど、バランスが大事であると思います。

学校教育部主幹) 今の子どもたちは、視覚的なものからの方が情報が入りやすい傾向にあると思います。例えば、50インチのテレビに書画カメラなどで映し出すほうが、言葉で言うよりも入りやすく、イメージできる子が増えてきているのは事実です。

中学校の理科の授業を拝見したときにも、やはり視覚的に情報が入ってくる子が増えてきているという感想を聞いたことがあります。

教育長) それでは、各委員が推薦する2社を説明していただきたいと思います。その中から推薦の多くあった2社を挙げて、最終的に教育長として御提案申し上げて決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、小石委員からお願いいたします。

小石委員) まず、どのような視点から選んだのかを説明いたします。

ベテラン先生といいますか、道徳教育を長年頑張ってやってこられた先生にとっては、どの教科書であってもきちんと対応できると思いますし、教育長がおっしゃったように、教科書で教えるわけですから、うまくやっていけるかと思います。

ただ、教科書を使って初めて教えていくという経験からすると、それほど手慣れた先生方が多いわけではないとすれば、できるだけいろいろなやり方が含まれているものの方が、多くの先生にとっては使いやすいのかなと考えました。

その中の1つとして重要なものは、話し合いをどう取り入れているのかだと思います。

教科書によっては、どうやって話し合いを進めていくのかについて、きちんと考えられていました。

なぜ話し合いが大事であるかと考えたのかと申しますと、今はどの教科でも対話が重要であると言われているのですが、単にいろいろなアイデアを出し合うより、道徳の場合は自分の思い、価値感や意見など、そういう類のものをお互い出し合って議論する、そういう意味においてはほかの教科の話し合いとはやや違った話し合いになりますし、今の若い人たちはそういうことがちょっと苦手ではないのかなと思います。

そういう意味においては、話し合いの中で自分の思いをきちんと伝えながら相手の思いを汲んで、新たに自分の思いを構築していく、そうしたプロセスをどうやってこの中で育てていくかというのは、道徳教育の一つの大きなテーマであると思います。ですので、どうやって話し合っていくかまでを含めた指導をきちんとしていただきたいと思います。

ロールプレイみたいなものであったり、あるいはいろいろな資料を提示しながら、それに基づいて考えていく。そういうものがいろいろちりばめられているのであれば、学ぶ側にとっても刺激があつていいのではないのかと考えました。これが一番



重要なポイントです。

少し気になるのは、道德教育はどういうことが重要なのか、何でそれが重要なのかを考えることと、そういうことを自分ができるようになるためにはどうしたらいいのかという2つのテーマがあると思います。

なぜこれが重要なのかという問題に関しては、人権問題みたいなものですが、有無を言わず、いじめは絶対いけないとか、そういうものもあるのですが、中には、1つの例として家庭の問題を考えると、複雑な家庭環境にある子どもは、このテーマをどのように受け止めるのだろうかと考えたりするわけです。

そうすると、余り固定的にこれじゃないか、あれじゃないかと言うよりは、なぜそういう問題が大事なのだろうかというところから、こういうテーマは考えていかなければいけないと思うところがあるのではないかと。これが大事でしょうと言ってしまうと、何か束縛しているような危険性があるなと思いました。

そういう意味では、もっと根本的なところからみんなで考えていくようなシチュエーションも大事なのではないかと思います。

他にも編集委員が書いているものとか、文科省とか、よその道德教材で使ったものがいろいろ使われているのですが、それはそれで意味がありますし、いい文章もあるとは思いますが、そういうやり方をするとどうしても意図が見えてしまうといいますか、子どもをそちら側に引っ張っていかうとする意図みたいなものがあからさまになるので、できればさりげなく誰かが書いているような文で、そこから何かを汲み取っていけるよう

なものを探していただけるほうがいいかなという印象を受けました。

生徒の作文をたくさん取り上げておられる出版社もあって、意外といいなという印象をもちました。子どもたちにとっても、自分たちと同じような年齢の子がこんな問題を考えているのだと感ずることができると思いました。

また、出典はきちんと書かれているもののほうがいいと思いました。

そうしたことをいろいろ考えた上で、まず私は日本文教出版社が、どの先生にも扱いやすいかなという印象をもちました。

その次に、光村図書と東京書籍を挙げさせていただきます。

教 育 長 ) 了解いたしました。それでは木村委員、お願いします。

木 村 委 員 ) 法は絶対に守らないといけない。けれども、道徳は絶対に守らないといけないというものではありません。また、強制されるものでもありません。ですから、時代時代によって道徳観は変わっていくものですから、価値誘導的なものは私としては選びませんでした。

中にはやはり価値誘導的だなという気質がある教科書もあって、そういうものは適切ではないと思います。例えば、いじめは絶対だめだと言うのですが、なぜだめなのかという視点で考える時、まずは相手の気持ちを考えます。自分が同じようなことをされたらどうだろうなというのは、ロールプレイ的なものになるのかもしれませんが、そういうところで考えていって、やはりいじめはだめだという結論につなげないといけないのですが、そういう思考過程においていろいろ悩んで、その結論に

自分で考えて進めていける、そういうところを重視するものでないとダメなのでないかなと思いました。

また、この道徳を教科化するという出発点は、大津のいじめ事件などがあるわけですから、いじめ問題、人権問題をきちんと考えることのできる教科書か、あるいは、それを題材にしながら深めていけるかどうかという点が、私の評価の基準になりました。

それから、教科書によっては文科省の学習指導要領の22項目について、自分で評価して、数字で採点するようなものをつけているものもあったのですが、基本的にそういうアプローチはよろしくないと思います。自分で採点するから別にいいだろうと、そうした観点でつけているのだらうとは思いますが、点数評価して、自分で評価してどうするのか。そうではなくて、どれだけ考えを深めていけたかで、先ほども質問させていただきましたが、先生が見るのは、子どもがどれだけ考えを深めることができたか、そこに成長があるかどうかという観点から評価しないといけないわけで、例えば愛国心について5段階で、5であれば達成できましたとさせるのは非常にナンセンスだと私は思っています。ですから、そういうものをつけている教科書会社の評価は、おのずから低くなりました。

結論を申し上げますと、どちらがいいのか決めかねているところがあるのですが、書いているものの内容の深さという点では、光村図書が一番いいと思いました。それに比べると少し劣りますが、あと一つは日本文教出版です。

どちらがいいのか悩んでいる点は、日本文教出版は別冊ノー

トをつけていることで、内容をつかみやすい。別冊ノートについては、ないほうが良いというベテランの先生方もいらっしゃいますが、初めて教科として教えるという観点から見ると、ついていたほうが使いやすいだろうなと思います。

それから阪神・淡路大震災のことを扱っている項目があること。東北の地震については大体どの教科書も書いてありますが、やはりこの地域にいる者としては、阪神・淡路大震災の記事があるほうが良いなど。その点からしますと日本文教出版は載せています。どちらが良いのか私も迷っている段階ですが、光村図書と日本文教出版の2社を推させていただきます。

教 育 長 )       では、浅井委員、お願いします。

浅 井 委 員 )       私は、説明を受けました観点と県の資料、それから教科書の展示会に来られた方のアンケートなども参考にして自分なりに考えてみました。教科書の大きさや重さについては、余りかさばらないほうが良いのではないかと御意見がアンケートで多数寄せられていました。私も、やはり中学生ですし、そんなに大判でなくてもいいのではないかと思います。形としてはB5版ぐらいがふさわしいのではないかと、そして出典が一目でわかる形で明記されているもの、この2つの共通点があるのが、光村図書と日本文教出版でした。

コンパクトで内容の充実したものがよいのではないかと、大きな観点から入ったのですが、そのほかにも一つ、日本文教出版にはノートがあって、友人の意見を聞いて書く欄があります。これが結構大事ではないかなと思いました。話し合いのメモの欄があって、これを活用するといいいのではないかと考え

ます。

日本文教出版と光村図書の二つを挙げましたが、その中で心に残った点は、まず日本文教出版では、1年生の86ページですが、心の様子をチェックしようと、いじめと向き合う点でのチェックリストみたいものがあり、中学生にもわかりやすくまとめられているのではないかと感じました。

2年生の180ページ、これは震災のことを取り扱っているのですが、これがほかの教科書と違っていたのは1995年に阪神・淡路大震災を中学2年生で体験した人が、東日本大震災、2011年に生活支援のボランティアとして活躍しておられて、そこにつなげているところが、他より優れていると思いました。これは実際のお話のようです。成長がつながって、その成長が描かれているところが優れていると思いました。

また3年生ではマタニティーマークなど、種々のマークのことが詳しく載っているところがありまして、これは今、重要な部分で、社会性があるなと感じました。

3年生の168ページ、マララ・ユスフザイさん、パキスタン出身の人権活動家のマララさんのことが載っています。これは中学生と同じ世代で武装勢力に銃撃されましたが、そこから立ち直って、勇気を持って活動を続け、17歳でノーベル平和賞を受賞した人です。この人のことが載せられていることも評価いたしました。

大阪に本社がある出版社ということで、関西の学校にとっては和歌山の稲むらの火のことや滋賀県のかばたのこと、京都大学のiPS細胞のこと、奈良の新薬師寺のことなどが載ってお

り、身近に感じられるような教材が多いなと感じましたので、推薦します。

光村図書ですが、先ほど説明にもありましたが、学び直しという形で、1年生なら212ページに「はしのうえのおおかみ」、3年生なら214ページに「手品師」が載っており、これらは小学校でも取り上げられた教材でして、中学生になって改めてどのように感じるのか、自分の心の成長や考え方の成長などを自分自身で確認したりもできる、これはおもしろい視点だなと思いました。

光村図書の1年生は、最初「自分で決めるって？」という題材で、テスト勉強のことや部活動のことなど、身近なところから入っていける点がいいと思います。48ページの「席を譲ったけれど」ですが、席を譲って拒否されたということも、社会とのつながりを考えさせることができると思いました。

2年生は「民主主義と多数決」で、マクベスかベニスの商人か、どちらのお芝居を見に行くのかということで、よく考えて多数決で何もかも決めていいのではないですよ、少数意見も大切にということが、わかりやすく描かれているところも評価します。

3年生では「社会参画」のページが図示されており、これについてはなかなか社会性があり、大事な点かなと考えました。

そして、「りんごかもしれない」という絵本で人気のイラストレーターのヨシタケシンスケさんのエッセイふう漫画が、多分1年、2年、3年とも光村図書に掲載されていて、中学生には楽しいだろうなと思いました。

光村図書は挿絵と写真も大変美しくて、装丁もいいです。持ったときの感触、中の紙の質、表紙の紙の質、しなり方もいいです。机に置いてもぱっと開く、そういう点もすぐれていると考えました。こういう観点からも、最初に申し上げましたとおり、日本文教出版と光村図書を挙げさせていただきます。

教 育 長 )       では、越野委員お願いします。

越 野 委 員 )       8社いずれも検定に合格しており、優れた教科書だと思うので、いずれかに絞るといのは大変難しい作業だったのですが、まず私が基本に考えたのは、阪神・淡路大震災についての教材が入っているかどうかという点で、阪神・淡路大震災については芦屋のどの学校でも、語り継がれてきている教材でありますし、今後もこの経験や教訓は忘れないで伝えていくことが、今後の自然災害に対する備えであったり、自分の身は自分で守る力を育むことにもつながっていくのではないかと思いますので、この教材を取り上げているものをまずは重点的に見ました。

次に教科書のサイズですが、これは気になるところでして、サイズが大きいものと、余り大きくない中学校の机に大きい教科書を広げて、そこにノートやプリントなど両方広げるとなると、本当に机の上がいっぱいになってしまって扱いづらく、ノートも書きづらいことがあるようです。

また、重さについても、中学校になると学区が広がりますので、遠い距離を重いかばんを背負って通学しなければならないこともあって、これについては保護者の一部からも、中学校のかばんの重さについて問題視する声も上がっていますので、余り重過ぎない教科書がいいのではないかと考えました。

その視点の中で、日本文教出版の教科書は大き過ぎず、重過ぎず、先ほども話にありましたが、今の子どもたちはちょっと読む力が低くなっていて、視覚的なものを好む傾向があると思うので、日本文教出版のものは、ぱっと見ただけでも、写真や挿絵が効果的に使われていますし、字のフォントであったり文章の配置などにおいても、とても見やすいと思いました。

あと、これからの子どもたちにとっては切り離せないであろう情報モラルに関する教材が1年生から入っていること、また、いじめ問題への対応に関しては、学期ごとにユニットで学べるようになっていたり、あとは「むかで競走」が1年生にあったと思うのですが、学校行事に連動している点も内容が充実していると感じました。

また、一つずつの教材の文章量も子どもたちに飽きさせない量になっている点もいいと思いますし、附属ノートも本当に教科書にすっぽりおさまるサイズになっています。附属ノートの順番も教科書と同じ順に構成されていて、教科書の発問に対して自分の考えを書き込めるようになっているので、非常に先生方にとっても扱いやすいのではないかと思います。

もう1社は東京書籍を推薦したいと思います。こちらについては、生徒作文がほかに比べて多くなっていましたので、同世代の書いた作文は、子どもたちにとっても、やはり自分たちのこととしてとらえやすいのではないかと思ったのと、あと巻頭にどの学年も1面大きな写真と詩が載っているのですが、それがとても印象的で、1年生でしたら道徳を学ぶことで新しい自分に出会えるかもしれない期待感を、道徳を学ぶ上に当たって



持てるような感じに仕上がっているところもいいと思います。

あとはいじめと命について、これは各学年で2教材ずつユニットで学べるようになっており、3学年すべての学年を通じて学べるようになっていところも評価いたしました。

あと、研究報告書にもあったのですが、指導書には1教材ずつ、複数の展開例が掲載されているということでしたので、この教材でしたらベテランの先生方はもちろんですが、若手の先生方も使いやすいのではないかと思います、この2社を推薦したいと思います。

教 育 長 ) 全委員から共通して挙げたのは日本文教出版です。ほかには光村図書が3人、東京書籍は2人という結果です。

私からも一言申し上げますと、選定する観点として、中学生は小学生とどう違うのかを考えました。そうしたときに落ちついた感じを受けたものとして、光村図書に魅力を感じました。また、教育出版もよくできているなど評価しております。

私が重点を置いたのは、6年生の子が中学校に行って教科書を使うという連続性の観点です。委員の多くもおっしゃっておられましたが、我々が小学校の道徳の教科書を最終的に決定するときのキーポイントとなった阪神・淡路大震災を改めて中学生でも取り扱ってよいのではないかとこの観点があります。そうしたことを総合的に判断し、各委員が共通に推薦されたという大きな裏づけを持ちまして、日本文教出版に決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

〈異議なしの声〉

では、来年度から採用する中学校の道徳の教科書は、日本文

教出版でお願いしたいと思います。

これについては、これで終わります。では、残りのところをお願いします。

学校教育課長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

3番目に、課長から今説明がありました特別の教科道徳の中学校の教科用図書以外の中学校教科用図書及び小学校教科用図書については、平成30年度使用教科用図書と同一の教科用図書を採択することで決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

<第14号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）>

教 育 長 ) 次に、第13号議案「平成30年度教育委員会の事務の点検及び評価報告書の作成について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長 ) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅野先生と上月先生は全項目に対して点検と評価をしていただき、最終的に総合評価をしていただいていますので、それを踏まえて来年度以降、注視しておくべき点や重点項目として取り組むべきことなど、しっかり確認していただきたいと思います。

小石委員) 17ページの3つ目の1(2)の、中学校の数学で「授業がわかる」と答えた生徒の割合が減っています。これは成績が悪くなって数値が下がったのか、あるいは、別の要因なのか、これはどういう質的のものか気になります。

教育長) 全国学力状況調査の数学のA・Bの点数はどうでしたか。

学校教育部長) 平成28年度と平成29年度を比べますと、平成29年度のほうが若干低かったと思います。

小石委員) わからないと思っている子が増えたのでしょうか。

学校教育部長) 個人的には増えていると感じております。わかりやすい授業を考えていかなければならないと考えております。

小石委員) 同じ17ページの9番目、全国体力・運動能力調査結果での目標が挙がっているのですが、これは本来、この目標を達成するためにどういうことを実践して、その結果こういう目標を達成するというものですね。これについては、ある学年は総合公園に集まって体力づくりを行ったわけですが、全体としては、具体的にどのようなことを実践して体力を高めるのでしょうか。

学校教育部長) 縄跳びなどを各学校に配って、冬期は縄跳びの長縄でどれだけ跳べたのかなど行い、学校に対しては認定証のようなものを発行いたしました。また、小さいときから運動遊びに親しめるよう、ゲームに使えるような遊具を就学前の子どもたちに配ったりしております。

あと、市内の小学校の5年生が集まってスポーツ大会を行いました。昨年度はフラッグフットボールを実践したのですが、これを通じて、その後の体育に結びつける形で体力をどう向

上させていくか、例えば走る力を伸ばそうと思えば、がむしやらに走ったら力をつくとは思いますが、そのようなことをしてしまうと、これが原因で嫌になってしまい、大人になってからやりたくないと思うといけませんので、運動する楽しさを感じてほしいという取組の中で進めてまいりました。今年度もその方向性で進めております。なるべく小さいときからこのような形を育てていって、小学校、中学校へもつなげていこうとしているところです。

小石委員) 基本的に外遊びをしなくなってきたことが根本的な問題で、それをどう教育の場で子どもたちを導いていくのかですね。

学校教育部長) やはり学校にいる時間だけで体力がつくというのなかなか難しいですので、家に帰ってからも遊びに行くとか、友達と公園で走り回るといった経験が豊富にある状況にしていかないと、この数値を上げていくのは困難であると考えております。

小石委員) キッズスクエアでは、結構外で遊んでいる子どもたちがいて、すごくいいなと思いました。こうしたことがもっと盛んになるといいですね。

越野委員) 小学校では、冬期は縄跳びに取り組んでおられて、みんなで集まって縄跳びをしたり、放課後でも体育の時間でも体を動かすことができているのですが、冬期以外でもそうした縄跳びのように普段から継続的に取り組めるものがあればいいと思います。

浅野先生もスポーツ交流会などのイベントも大切だが、継続することが大切だと書いておられるのですが、体育のないとき

でも、毎日何かみんなでできればいいと思います。

学校教育部長) 子どもたち自らやってみたくなるような遊びを見つけることができれば、流行っていくのではないかとは思いますが、なかなかそれが難しいです。フラッグフットボールのような、専用の用具がなくても、友達同士でちょっと集まれば遊べるものがあると思います。自分たちの子どものころはドッジボールばかりしていた記憶があるのですが、みんなが寄って遊べるような遊びが開発できればと思います。

浅井委員) ドッジボールやゴム跳びなどには、今の子どもたちはあまり関心を示さないのでしょうか。

学校教育部長) 今の子どもたちもボールを使って、4つにコートを区切って突くような遊びはやっていますが、みんなが夢中になってというところまでには至っておりません。

浅井委員) 昔はインサとか、常に何か流行っていたと思いますが、そういうものもまた今の時代で流行ればいいなと思います。

小石委員) 先ほどの縄跳びの話もそうですが、子どもたちにとっては本来遊びがベースだけれど、それができないとすると縄跳びでも何でも少し目標を決めて、レベルを決めて、そこを目指して頑張ってみようとするものがあれば、子どもは喜んでそれに向かって頑張るかもしれない。何か工夫が必要ですね。

越野委員) 縄跳びはクラス対抗もしていましたし、学年対抗もしていました。こうしたことを通じてクラスもまとまりましたし、優勝したいという目標もありましたので、頑張ることができたと思います。

木村委員) ここ何年もこだわっているのは、現場の先生方が新たな授

業案、指導案を作成されていろいろと取り組まれておられると思いますが、それを全体で共有して、あれがすごくいいから真似しようというようになればいいと思います。真似したものに、ちょっとプラスアルファしてバージョンアップしていく。それをまた先生方が見られて取り組んでいくことができれば、すごくいいなと思っています。共有フォルダの中に格納されているというお話は以前にもお聞きしましたが、余り活用はされていないのでしょうか。

最近、こうしたらいいのではないかと考えているのが、例えばSNSで、ツイッターでもフェイスブックでも「いいね！」をつけますよね。投稿している人は自分を承認してほしいという気持ちでやられていて、そのモチベーションで投稿されている。これと同じことを学校の先生の中でもできないものかと思うのです。こんな授業指導案をつくって、こんな効果がありましたといったら、先生方が「いいね！」マークをつけてあげて、その「いいね！」マークがたくさんあった人には、毎年教育長から表彰するであるとか。これについては費用もかかりませんし、その先生の直接の評価になるわけではありませんが、そういうふうにみんなで褒め合って高め合うといいますか、知恵を出し合って教師自身が自発的にやっていけるような形がいいのではないかと私は思います。手段は問いませんが、何かそういうことを考えられないかなと思います。

これを継続的にやっていけば、みんなの知的財産というかベースになっていくわけです。もちろん打出教育文化センターで様々な研修を行っているのですが、上から教えるという感じ

ではなくて、先生方の自発性をもっと引き延ばしたいと思っています。そのようなことも一つ、どうか頭の片隅にでも置きながらやっていただければと思います。

点検・評価についてはそのとおりだと思います。特に申し上げることはございません。

小石委員) 12番の不登校については目標値が1.9ですが、ほとんど変わっていません。何か特別な取組はされたのでしょうか

学校教育部主幹) 適応教室がございますが、そちらへの参加の仕方に悩んでいる子どももいますので、そういったところへの呼びかけなども行っていますし、他にこれも学校単位になりますが、不登校になっている子どもへ担任や学校からのかかわりについては、それこそ本当に小まめに、足しげく通ったり電話をしたり、どうすれば不登校が解消されるかは保護者、本人、学校が一緒になって考えて進めていくようなところです。

その後押しをするのに、適応教室であったり、スクールカウンセラーの活用がアプローチの一つとなっております。

小石委員) 適応教室に行っている子は不登校にはならないのですね。

学校教育部主幹) そうです。

小石委員) では、そういうところで努力できる可能性がありますね。

学校教育部主幹) はい。

小石委員) アサガオの人数については、どういう視点で評価すればよいのでしょうか。これは潜在的にはもっといるはずだという観点で、気軽に参加してほしい、もっと積極的に活用してほしいという意味合いをもった上での数値目標なののでしょうか。

青少年愛護センター所長) 委員のおっしゃるとおりでして、多ければいいというもの

ではないとは思いますが、平成28年度から2人体制とした結果が支援対象者数の増加につながっていると考えております。これは実人数ですので、延べ人数に換算いたしますとっと多い数になります。

小石委員) わかりました。

あと、例えば26番について、これは増加しているので良いのですが、これらの数値には論拠みたいなものはあるのでしょうか。例えば小学校低学年だったら何冊ぐらい借りているのか、中学生だったらどのぐらい借りているのか。美術博物館の場合も、児童・生徒数に回数を乗じたなどとして、これだけの数字が出ているのでしょうか。

管理課長) こちらに載っている指標については、総合計画の後期計画策定において、その根拠や考え方も併せて定めております。

委員が最初におっしゃられた児童・生徒1人当たりの学校図書館での貸出冊数はどういう考え方を基にしているのかと申しますと、計画策定から5年後の目指す目標値ということで、平成21年から5年間の状況においては、例えば小学校では45冊から57冊に増えておりましたので、今後5年間では、さらに読書の質の向上と合わせて、小学校では10%増の65冊を目指しましょうなど、過去の状況も加味した上でそれぞれ設定しております。

小石委員) わかりました。図書の関係では増えているので、それなりの評価をしていいわけですが、美術博物館は減っていますね。

浅井委員) 美術博物館では展覧会ごとに無料の日を設けておられますよね。その日は子どもが来場したのか大人が来場したのか、チ



ケットがないので詳細まではわからないと以前に聞いたことがあります。造形展などは約2,000人ほどの小学生が来場されておられるのではないのでしょうか。こういう日もありますので、数え方は難しいかとは思いますが。

教 育 長 ) 今おっしゃられたように、この数字はどういうことを根拠に設定したのかです。無料の日のカウントはどうしているのか、そのあたりについては担当課でまた考え方を整理してください。

浅 井 委 員 ) 数値的にはちょっと伸び悩んでいたり、減少しているものもあって、5番目の外国人児童・生徒に対する支援もこれに当たるのですが、一方では、18ページの21番目にある学校支援ボランティアグループの活動実施日数は大変増えている、これはいい傾向ですね。この2つについて詳しく教えていただけますか。

学校教育部主幹) 5番の日本語指導が必要な外国人生徒に対する個別の支援計画に基づいた支援が行われている割合ですが、潮見地区の人数が多いのが現状です。個別の支援計画につきましては、様式を統一しようという動きにはなっているのですが、実際にそれをつくるまでには至っておらず、まだ不十分な部分がございます。今、浜風小学校で中心にやっていた先生がおりますが、今年はこれを拡充していこうということで、担当者会等を開きながら支援計画の交流を進めていっているところです。

越 野 委 員 ) 28ページのトライやる・ウィークの今後の課題・方向性ですが、今後、生徒の希望をできるだけかなえるためにも新規事業所の開拓を進めていくことが必要であるとの記載がありま

すが、逆に、事業所が生徒を受け入れますと表明してくださっているにもかかわらず、生徒の希望がないためお断りしたということはありませんか。

学校教育課長) お断りすることも場合によってはございます。

越 野 委 員 ) せっかく受け入れますよと言ってくださっているところにお断りして、希望に沿うために新たなところを見つけるというのはどうなのかなと思うのですが、そこまで生徒の希望を聞かないといけないのでしょうか。生徒は職業に対して偏った考えを持っているところもあり、この仕事は大変であるとか、これは自分には向いていないなどと思い込んでいるようなところもあると思います。すべての希望を聞かなくても、こちらから一定割り当てていってもいいのではないかと思うのです。こうした経験を通じて、初めて知る部分もあるのではないかと思うのですが。

学校教育課長) このお店の職業体験をしたいという具体的な要望で振り分けるのではなく、福祉、販売、あるいは教育など大枠の中で振り分けておりますが、委員のおっしゃるようにせっかく手を挙げていただいた事業所に対して、お断りしないといけない現状もございます。なるべく大枠の中で、希望に沿えるよう振り分けたいと思います。

浅 井 委 員 ) 57ページのあしやキッズスクエア事業について、実施状況一覧が載っていますが、ほとんど地域が中心となって運営できる体制が整ったとあります。課題としてはトータルコーディネーターを配置するとのことですが、現状はどうなっているのでしょうか。

青少年育成課長) 今年度から全学校でキッズスクエアを実施していますが、  
精道小学校と潮見小学校については、現在、業務委託で実施し  
ている状況でして、今後は、出来る限り地域の方をお願いして  
いく方向で進めたいと考えております。

トータルコーディネーターにつきましても、事業者と話をし  
ておりまして、今年度、下半期に1か所、地域に入っただ  
いて、地域の特性を活かしたキッズスクエアの事業ができるか  
どうかということからの検討を進めていけたらと考えておりま  
す。

浅井委員) 地域の方は個々に登録されておられるのでしょうか。それ  
ともコミスクなどといった団体をお願いしているのですか。

青少年育成課長) 現在は個々にお願いしている状況です。ただ、そのほとん  
どの方がコミスクなどで活動されている方です。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること  
に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第13号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 次に、第15号議案「芦屋市社会教育関係団体登録の承認  
について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 厳密に進めていただき、その結果、団体数が減少したので  
あれば、それは当然仕方のないことです。公平性をもって厳密

に行ってください。

説明が終わりました。質疑はございませんか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第15号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 )      ここでお諮りいたします。

報告第5号「芦屋市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」および報告第6号「芦屋市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、9月議会に提出する議案の審議にかかるものですので、非公開で審議するのが適当と考えますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから非公開で審議いたしますので、関係者以外の方は退席願います。

〈非公開審議〉

教 育 長 )      それでは、日程第2、報告第5号「芦屋市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

教 職 員 課 長 )      〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 )      基本的な質問ですが、育休で休まれる場合は、育児休業法

により育休に入られますよね。例えば幼稚園の先生が育休に入られる時は、その方は定数外になるということですね。

教職員課長) はい。

教育長) では、定員ではないにもかかわらず、法的に代替職員を配置できるのでしょうか。定数外ということは、そもそもその人はいないということですよ。定員があるからこそ代替職員を配置できるのではないのですか。

教職員課長) 今回、例えば育児休業者につきましては、定数に算入しないことにはなりますが、引き続き必要な人数ではありますので、代替職員を配置することになります。

ここで今回、これを定数外の職員とすることにつきましては、そもそも現在、育児休業者が出た場合には臨時職員を配置しておるのですが、一方で職員からは正規職員を配置してほしいとあるとか、任期付採用職員を配置してほしいといった要望もございます。現在は正規職員も任期付職員も定数にカウントされますので、場合によってはその職員を配置した場合、定数を超えてしまう恐れもあるのですが、今回、ここの職員を定数に算入しないとすることで、現在はそういった取扱いはしていないのですが、今後は育児休業者が出たところに、例えば正規職員を配置するとか、任期付職員を配置するといった対応も人数的には可能となるということでございます。

管理部長) 10人が定数の職場があって、10人職員がいて、そのうち1人が3年間育休で休むとしますと、その職場の定数は10人だけれども職員数は9人ということになります。育休で休んでいる職員は当然職員ですが、職員数としてはカウントしませ

ん。育休期間中であっても、この職員はもちろん職員ではありますが、定数をカウントする上では、カウントしないということです。

教職員課長) 定数の考え方ですが、岸田部長が申しあげましたとおり、教育委員会全体の定数もございませし、それぞれの部・課ごとの定員をそれぞれ定めているものもございませ。例えば教職員課でいいますと、現在職員が4名おりますので、教職員課の職員数としては4名が通常配置になります。そこで1名、育児休業者が出ますと、これまでは、職員は4名のまま変わらずで、そこに育児休業を取得するので臨時職員を配置するという考えでございませ。

それが今回の条例改正によって、そこに育児休業者は一旦その4人の中からは外れる形になり、教職員課としては3名ということになりますので、今のような臨時職員を配置する他に、正規職員を配置する方法でも、任期付職員を配置する方法でも定数の4人の中におさまりますので、配置が可能になるということだす。

管理部長) ところで、教職員課の4人の定数を3人にするのではなくて、定数は4のまま、育休で休んだ職員はカウントしないということだす。

教育長) よくわかりませ。

小石委員) 育児休業や療養休暇などの期間が終了して復帰される時のポストはどうなるのでしょうか。

管理部長) そういうこともございませるので、例えば任期付職員を雇うということもあるかと思ひませ。極論を申しあげますと、市役

所全体で、育児休業に入っている人は平均10人ぐらいいらっしゃるとして、教職員課に復帰する時に既に職員が配置されている場合は、別の育児休業取得で職員が減している職場に入っていただくということです。

小石委員) そういうこともできるわけですね。

管理部長) 実際、そういうことをやっている市もあると思います。

小石委員) 採用される側もそのほうが安心ですね。

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第5号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教育長) 次に、報告第6号「芦屋市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年育成課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越野委員) 基本的なところですが、芦屋市留守家庭児童会の名称を、どうして今回放課後児童クラブに変更する必要があったのでしょうか。

青少年育成課長) 最初に事業を開始した時点で、留守家庭児童会という名称を採用しておりました。この事業につきましては、その後、文

部科学省から厚生労働省に事業の所管が移ったときに、事業名が放課後児童クラブに変更されたものの、本市では当初の名称のままとしておりましたが、今回の改正のタイミングで名称変更しようとするものです。

社会教育部長) 以前より保護者会からは、「留守家庭」という言葉自体のイメージがよくないので変えてほしいとの御要望が挙がっており、今回新制度への移行に伴って児童の範囲も変わるこの条例改正の機会をとらえて、放課後児童クラブという世間一般的に使われている名称に変えようということでございます。

越 野 委 員 ) キッズスクエアが、市のホームページで「キッズスクエア（放課後子ども教室）」と書いているので、両方に「放課後」とつくるとすごくわかりにくいと思いました。ちょっと紛らわしくなるのかなと心配しています。

教 育 長 ) 根拠法も「放課後児童健全育成事業」ですし、その辺りも委員のおっしゃるとおりですね。

木 村 委 員 ) 確かに「留守家庭」の言葉はイメージが悪いのかもしれませんが、「放課後児童クラブ」にしても夏休みはどうなのかという疑問が生じて、中途半端かなという感じはします。でも、これが一般的に使われているのですよね。

教 育 長 ) おっしゃるとおりです。保護者の要望があるなら、そちらに合わせていくのも、それは1つの方策ですね。

次に課題は、6年生までを受け皿にしたときに、その数を受け入れていける体制を今回の一部委託も含めた運営方法の変更で対応したいということですね。

小 石 委 員 ) どのぐらい増えるのでしょうか。高学年になると人数的に



は大分減りますね。

教 育 長 ) 減ります。

社会教育部長) 学年移行時の継続率は大分落ちます。

小 石 委 員 ) でも、おられますものね。

社会教育部長) はい、いらっしゃると思います。

教 育 長 ) 障がい等により配慮が必要な児童は、6年生まで入会して  
いただいています。

社会教育部長) どれぐらい入るかという予想はもちろんしています。他市  
は6年生までを対象にしているところはたくさんありますので、  
4年生から5年生への継続率とか、5年生から6年生への継続  
率はおおむね各市とも似通っていますので、そういう数値から  
傾向としてつかんで予想しているところです。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。運営方法の変更も説明させていた  
だいております。それを含めて、承認することに御異議ござい  
ませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

<報告第6号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）>

教 育 長 ) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開い  
たします。

<非公開審議 終了>

教 育 長 ) 閉会宣言